

平成21年第3回

安堵町議会定例会会議録

平成21年9月17日(木) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 7番 松本正弘

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫	税務課長	喜 多 君美代
教 育 長	中 川 克 己	理 事	高 間 俊 和
理 事	北 田 秀 章	産 業 課 長	寺 前 高 見
住 民 課 長	吉 岡 勉	水 道 課 長	北 門 康 幸
人権同和对策課長補佐	大 星 義 博		
理 事	山 崎 文 生		
教 育 次 長	欠 席		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件

- 日程第 1 認定第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 認定第 2 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)
- 認定第 3 号：平成 20 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について (委員長報告)
- 認定第 4 号：平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算の認定について (委員長報告)
- 認定第 5 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について (委員長報告)
- 認定第 6 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入
歳出決算の認定について (委員長報告)
- 認定第 7 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘
定）歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 認定第 8 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)
- 認定第 9 号：平成 20 年度安堵町水道事業会計決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 2 議案第 7 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）につ
いて
- 日程第 3 議案第 8 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第
2 号）について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 6 諸般の報告

再 開 午前10時

議長（吉田宏至） 皆さんおはようございます。

本日も早朝より御苦労さまでございます。

只今の出席議員11名です。

定足数に達していますので、これより本会議を再開します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1 認定第1号：「平成20年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第9号：「平成20年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの9議案を一括議題といたします。

去る、9日の本会議において決算審査特別委員会に付託しましたので、本案について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会 田中幹男 委員長。

登壇をお願いいたします。

（田中議員、登壇）

9番（田中幹男） 決算審査特別委員会の委員長報告を行いたいと思います。

今日は、ちょっと個人的に緊急事態が発生いたしまして、今日ほとんど寝ていないので、迷惑かける報告になるかと思いますが、御承知おき願いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

去る、9日の本会議において決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、以上9件につきまして、去る9月10日、11日、二日間にわたり特別委員会を開催し、審査いたしました結果を御報告させていただきます。

本委員会は決算状況について理事者側から決算書と主要な施策の成果を基に概要説明を受け、慎重に審査をいたしました。

まず認定第 1 号、平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、一般会計予算の歳入総額 28 億 583 万 9,985 円、歳出総額は 26 億 3,776 万 348 円であり、歳入歳出差引額は、1 億 6,807 万 9,637 円で、そのうち、次年度に繰り越す繰越明許費繰越額 2,506 万 4 千円を差し引いた実質収支額は、1 億 4,301 万 5,637 円の黒字であります。前年度に比べ歳入で 2,717 万 9,138 円 1.0 パーセントの減少。歳出は、7,549 万 8,332 円 2.8 パーセントの減少となっております。歳入の減収で主なものは、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、県支出金、諸収入であります。歳入の増収では、町税、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料となっております。自主財源であります町税の内容を見てもみますと調定額 8 億 9,003 万 5,187 円に対して、収入済額は 8 億 2,603 万 9,862 円となり、前年度に比べ 2,553 万 3,903 円 3.2 パーセント増加し、調定額に対する収納率は 92.8 パーセントであり、前年度比で 1.1 ポイント上がっております。不納欠損処分は 562 万 8,978 円となっております。今後とも納税義務者、とりわけ滞納者の意識改革のための啓発活動に加え、滞納整理に引き続き強力に取り組まれることを期待します。

次に歳出総額について見ますと、前年度に比べ 7,549 万 8,332 円 2.8 パーセントの減少です。その要因としては、後期高齢者医療制度の創設に伴う電算システムの構築に係る業務委託や水と農地活用促進事業の完了に伴い、経費が大幅に減少したことによるものであります。国の政権も替わり、今後とも地方分権は進展の方向にあると見込まれるものの、なお当面は、税金移譲や地方交付税、国庫支出金等の財政面の各般について改善の方向や具体的内容が不透明な状況にかんがみ、事業の実施に当たっては、規模の大小や内容を問わず、よりの確な予算編成に努められ、事業目的を確実に達成されるよう一層の努力されることを御要望いたしました。以上の結果をもちまして、本委員会は平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算は原案どおり認定するものと決定をいたしました。

次に第 2 号、平成 20 年度安堵町国民健康保険歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入総額 7 億 2,030 万 7,984 円、歳出総額 7 億 3,512 万 4,885 円で、実質収支額は、1,481 万 6,901 円の赤字となっております。これを平成 21 年度予算において繰上充用金をもって補てんされております。全体の収納率も 60.8 パーセントへ前年度から 5 ポイント下がり、不納欠損処分は 1,931 万 2,116 円で、なお滞納額は 9,094 万 5,574 円に及び、大変憂慮すべき状況となっております。これは、後期高齢者医療制度に伴い、納税意識の高い人達の移行や、この間の経済危機の中で保険加入者を取り巻く生活上の様々な環境の厳しさによるものであります。しかしながら、相互扶助としての医療保険制度の適正な維持存続のために、健康保険税の滞納の解消等に従来にも増して強力に取り組まれ、ペナルティを課されないよう切望し、併せて一行政区単位の保険制度は限界に達しており、少なくとも県単位の保険層で移行をできるよう検討すべきとの意見も出され、原

案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第 3 号，平成 20 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算についてありますが、実質収支額は、20 万 7,567 円の赤字となっております。これを平成 21 年度予算において繰上充用金をもって補てんされております。

本会計は、後期高齢者医療制度に移行したことに廃止されることになっておりますが、平成 22 年度までは遅延・過誤等による医療費の請求や拠出金等の精算事務処理のために存続するものであります。よって原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第 4 号，平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額 294 万 2,271 円、歳出総額 1,853 万 2,665 円で、実質収支額は、1,559 万 394 円の赤字となっております。これを 21 年度予算において繰上充用金をもって補てんされているところであります。この赤字は住宅改修資金等の多額の未回収によるものであります。これまでにない強力な取り組みによって確実に成果が得られるよう努力されることを要望し、本件を原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に第 5 号，平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計の決算についてであります。歳入総額、歳出総額とも 4 億 2,601 万 2,318 円であり、実質収支額は 0 円となっております。今後笠目地区、現在工事中、小泉苑地区等早期の完成を目指し、なお一層積極的な事業展開を期待するものであります。合わせて総額 70 億円に及ぶ事業であり、長期にわたる借入金の償還など、将来に向けた財政負担の軽減を図るため、既に整備が完了している区域については、できるだけ早い時期に公共下水道に接続がなされるよう積極的に住民の理解と強力を求める働きかけを行うことを要望し、本件を原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第 6 号，平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入総額 4 億 6,129 万 4,892 円、歳出総額 4 億 5,016 万 47 円であり、実質収支額は、1,113 万 4,845 円の黒字となっております。歳入総額は、前年度に比べ 1,200 万 9,255 円、2.7 パーセントの増加であり、このうち保険料収入が 522 万 3,200 円、6.1 パーセント増加したのは高齢人口の増加によるものであります。一方、歳出総額は前年度に比べ 698 万 401 円、1.6 パーセント増加し、その大部分は保険給付費で、前年度に比べ 848 万 3,008 円、2.1 パーセントの増加となっております。これは介護サービス利用の増加によるものであります。今後一層介護保険利用者の増加が見込まれることから、保険料を適正に徴収され、サービスの質の低下を招くことのないよう努力されることを期待し、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第 7 号，平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出総額ともに 684 万 7,866 円であり、実質収支額は 0 円となっております。今後、さらに周知徹底を図り、

利用者その人その人にあった適正なケアプランの作成に努められることを期待し、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第 8 号、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、平成 20 年度の歳入総額 6,485 万 5,030 円、歳出総額は、6,473 万 7,730 円であり、実質収支額は 11 万 7,300 円の黒字となっております。本特別会計は、75 歳以上の高齢者を対象として平成 20 年 4 月に創設されたものでありますが、今後、急速に増加する高齢者人口の動向をしっかりと見据え、適切な制度運営に努められることを期待し、本件は原案どおり決定されました。

最後に認定第 9 号、平成 20 年度安堵町水道事業会計の認定についてであります。事業収益費 1 億 6,156 万 8,342 円、事業費用は、1 億 5,071 万 5,050 円で、1,085 万 3,292 円の黒字で、前年度繰越利益剰余金 3,271 万 4,990 円を加えますと、4,356 万 8,282 円の利益剰余金を計上いたしました。今後とも財政の健全化並びに水道の使命であります安定供給に一層の努力を期待し、本件を原案どおり認定すべきものと決定しましたことを御報告いたします。

最後に、この二日間委員長をやって感じたことがありますので、是非議員の皆さんにお願いをしておきたいと思っております。議員各位におかれましても、全員が発言をされ、町政に活かされることを切にお願いしたいと思っております。

以上、一般会計、7 特別会計、1 事業会計の決算認定について議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（吉田宏至） これより一括し、委員長報告に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これから認定第 1 号：「平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第1号：「平成20年度安堵町一般会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これより認定第2号：「平成20年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第2号：「平成20年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第3号：「平成20年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第3号：「平成20年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第4号：「平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第4号：「平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第5号：「平成20年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第5号：「平成20年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第6号：「平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第6号：「平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第7号：「平成20年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第7号：「平成20年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第8号：「平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、「認定第8号：平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） これから認定第9号：「平成20年度安堵町水道事業会計決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

よって、認定第9号：「平成20年度安堵町水道事業会計決算」については、認定することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第2 議案第7号：「平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第7号、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、151万6千円の減額補正でございます。議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず土木費でございます。下水道費について、この後また、議案第8号で下水道事業特別会計で御説明もあろうかと思われませんが、これへの繰出金を、まず200万円減額補正といたします。次に消防費の非常備消防費でございます。8月末日におきまして、消防団員1名が退団いたしました。これに支払います退職報償金といたしまして、48万4千円の増額補正でございます。この団員に支払われます退職報償金につきましては、前の6ページの歳入のところにありますように、全額消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものでございます。

なお、議案第7号、8号の追加につきましては、事務手続き上、間に合いまし

たので追加ということで提案させていただいております。

以上でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 7 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 9 月 17 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 号，平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）

平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 151 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 367 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 9 月 17 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 2 億 9,449 万 9 千円、補正額 マイナスの 200 万円、計 2 億 9,249 万 9 千円。

款 19. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,092 万 1 千円、補正額 48 万 4 千円、計 1,140 万 5 千円。

歳入合計、総額の合計でございます。

補正前の額 30 億 518 万 7 千円、補正額 マイナス 151 万 6 千円、計 30 億 367 万 1 千円。

3 ページ、次のページをお願いいたします。

歳出

款 8. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 2,821 万 7 千円、補正額 マイナス 200 万円、計 1 億 2,621 万 7 千円。

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,167 万 1 千円、補正額 48 万 4 千円、計 1 億 1,215 万 5 千円。

歳出合計、総合計でございます。

補正前の額 30 億 518 万 7 千円、補正額 マイナス 151 万 6 千円、計 30 億 367 万 1 千円でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 7 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 3 議案第 8 号：「平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第 8 号、平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。

議案書の 7 ページ御覧ください。

今回の補正は、今議会の初日で起債増額の補正の承認を受けましたが、今回、再度、起債増額の通知を受けましての補正でございます。

公共下水道事業に対する起債借入額が 1 億 1,210 万円でありましたが、200 万円増額の 1 億 1,410 万円まで認められましたので増額いたします。これにつきましては、公共下水道事業債 1,200 万円が 1,400 万円に増額であります。一般会計繰入金につきましては、起債額の増額によりまして 200 万円を減額する財源更正でございます。したがって、歳入歳出予算の総額につきましては増減ございません。それでは議案第 8 号を朗読いたします。

議案第 8 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 9 月 17 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして予算書 1 ページをお願いします。

議案第 8 号、平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 21 年 9 月 17 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして 2 ページをお願いします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 1 億 2,201 万 1 千円、補正額 マイナス 200 万円、計 1 億 2,001 万 1 千円。

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 2,810 万円、補正額 200 万円、計 1 億 3,010 万円。

歳入合計

補正前の額 3億7,660万円、補正額 0円、計 3億7,660万円。

続きまして3ページ。

歳出

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1億1,994万7千円、補正額 0円、計 1億1,994万7千円。

歳出合計

補正前の額 3億7,660万円、補正額 0円、計 3億7,660万円。

続きまして4ページをお願いします。

第二表 地方債の補正

起債の目的 公共下水道事業

補正前限度額 1,200万円、補正後限度額 1,400万円。計、補正前の限度額 1,200万円、補正後限度額 1,400万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後とも変更ございません。

5ページ以降の事項別明細書につきましては省略いたします。

以上でございます。よろしく審議のほどお願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第8号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第4 「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

2番、山岡 敏議員、9番、田中 幹男議員の2名です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分といたします。

議長（吉田宏至） 2番、山岡 敏議員の一般質問を許します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番山岡でございます。今回質問させていただきますのは、公衆便所と牛糞問題についてということで質問させていただきます。

まず最初に、公衆便所についてでございますが、これは皆さんも御存知のとおり、平城京遷都1300年際の前夜祭ということで、奈良県各地でいろんな催し物をされております。本町においても前回ですね、催し物をされました。その時に、うちの中氏邸言うんですか。こことかですね、富本憲吉記念館、これらを見学に。ということで、いろんな方が来られておりました。たまたま、私がグラウンドの横でちょっとしたことで調査をしていましたところ、約30名ぐらいの方との出くわした中で、「すみませんが、ここに便所はありませんか。」ということをお聞かせしました。「便所は、その体育館の向こう側にあるんですが。」という事をお答えしたんですが、「いや、鍵掛かってますよ。」と、「それやったら体育館へ行ってください。」ということをお勧めいたしました。他町の人ですから「体育館の便所ってどこにあるんですか。」というような問い合わせもございましたけれども、「中に入れば分かりますよ。」ということで、便所を体育館でされたもようでございます。ここで聞きたいんですが、やはり公園というのは、これは、どこの市町村へ行きましても公衆便所というのはあるわけなんですね。現実には、その公園を造るときにも、これは条件に入ってるはずなんです。公衆便所を造りなさいと。ですから、うちも確かに公衆便所あるわけなんですね。新しくまた、体育館の近く、テニスコートの近くにも設けられております。しかし、開放されるときは、ほとんど安堵町の行事か、何か大きなイベントが無い限り鍵掛かったままです。こういうことがあると、やはり、一般住民においてもですね、公園に

遊びに来て、便所したいというときに、鍵掛かってて体育館に行かなきゃならないと。知ってる人は、体育館へ行きますけれども、知らない人は、何で便所鍵掛かってあるねんということでございます。ですから、前置きはこれぐらいにしてですね。なぜ鍵を掛けなければいけないのか、公衆便所というのは開放されてて始めて公衆の便所じゃないですか。その点についてお答え願いたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（吉田宏至） 中川教育長。

教育長（中川克己） 山岡先生の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、他町からお越しいただきました方々にですね、大変御迷惑をおかけしている中、先生の方から丁寧に御案内をいただいたということで大変ありがたく思っております。ありがとうございます。今、先生から御指摘いただきましたようにですね、中央公園内にあるトイレにつきましての状況は、今の状況なんですけど、どうしてそれほどですね閉鎖をしているのかということなんですけれども。従来からあの場所は人家が少なく、人の目が届きにくいということがありまして、様々な問題がですね、あの場所であるところということで、警察の方々にも見回りの強化もお願いしているんですが、なかなか改善されないという状況の中でですね、トイレにつきましても閉鎖をせざるを得ないのかなというようなことですね。大きなイベントの時だけ利用していただくような形で対応してるわけでございます。主に例えば、今までであった事例で言いますと、バーベキューをされたりとか、打ち上げ花火をされたりとか、焚き火をされたりとかですね。あるいは、トイレが作られた早々に、まだ天井が付いて無いときにですね、やっぱり天井の上から超えて中へ入って、そうしてトイレットペーパーを撒き散らしてあったりとかいうふうなことがあったり、よくありますが、小さなことですがトイレットペーパーのホルダーの芯をいくら補充しても、どんどん持っていかれてしまって、予備の補充をせんなんとかですね。作って早々にして便器が割られたりとかですね、そういうふうなことが従来からございまして、なかなか管理面、あるいは防犯の面から常時開放してですね…。

本来、先生おっしゃるとおり、公園の中のトイレというのは、常にですね一般の方々に使用していただくという状況で設置をされていますし、そうすべきものというふうに私も思っているわけですがけれども、今の状況から考えてですね、こういった対応しか出来ないのかな。なお、「もう少し丁寧に体育館のトイレを使ってください。」というふうな掲示等、あるいは、今後、やはり住民の方々、あるいは町外から来ていただく方々のモラルとかですね、それから、公共物を大切にしようというそういった気持ちとかを、広報等を通じて公表していくとい

うそういうふうなことも進めながら、状況を見ながら、対応していかなければならないのではないかなというふうに、今は考えているところでございます。

十分なお答えになったかどうかは分かりませんが、御理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 今、教育長から親切・丁寧にいただきましたけども。簡潔にすれば、「いたずらされる、だから閉めるんだ。」と。これじゃ公衆便所じゃないわけですね。一般住民の家の便所と同じということになるわけですね。ですから、もっと対策あるんじゃないですか。その対策について、ちょっと答弁願います。

（島田町長 挙手）

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 行事とか、また、いろいろ集まれるときは、事前に連絡いただきましたら開けております。それと、もう一つは、やはり先程教育長申し上げましたとおり、かなり極端にやられております。一番怖いのは、火を点けられたことです。そういうこともありますので、これは事前に連絡を受けましたら開けてます。それ以外につきましては、体育館のトイレを利用させていただくようにという方向で今までやっております。しかし、今おっしゃったように、今後の問題としては、考えておくべき問題が多々あるかと思いますが、十分に検討をいたしたいと思います。以上です。

2番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） わざわざ町長からお答えいただきまして、ありがとうございます。

我々思っているのは、そら確かに24時間開放、365日間開放ということは望んでないわけですね。要は、あこの体育館に従業員や職員がおられるのだから、もし、検討されるならばですね、その期間ですね。9時なら9時から5時までとか。通常それぐらいしか、普段ほとんど使わないわけですね。晩来る子何かは、これはもう論外と言いますか。要は、本来は24時間なんですからけれども、例えその間だ

けでも開けてもらおうと。ということは、実際、我々も土日とか、ゲートボール現在してますけども、テニス方も来られるわけですね、他府県から。そうすると「便所そこにあるの何で開いたらへんねやな。」とか、というようなことの苦情も聞きます。ですから、知っておられる方は体育館へ行きますからね。だから、先程より繰り返しますが、できる限り、目の届く範囲内でね、当然、あこの体育館の人が草刈に来たりとか、水撒きに来たりとか、いろいろされてるんですから、その就業時間と言いますか、その間だけでも開放してもらって、その後は、また閉めると。水でも現在そうですね。一時、僕いろんなこと聞いてますけども。これらについても水道量がものすごく上がったと。これはある人が使ってたということがもう判明してるんですけども。それと同じなんですね。だから、それに対応されたわけでしょ、今度はバルブで止めるようになった。ここで止めるようになった。それと同じことやと僕思うんです。ですから、その期間だけでも開けてくれはって、もう5時過ぎたら閉めてしまうと。というようなことはいかがですか。

教育長（中川克己） はい。

議長（吉田宏至） 中川教育長。

教育長（中川克己） いろいろ御提案をいただきましてありがとうございます。確かにおっしゃっていただいておりますね、「職員がおる期間でも開けてはどうか。」とこういうことではございますが、それも含めて検討はしてまいりたいと思いますけれども。中に入ってしまうと、外から見えないので、結局は、館と同じようには。便所の中についてはね、同じであると違うのかなという思いもないわけではないんです。こまめには見て行くというふうなこともしなければならぬと思いますし、どの程度対応できるか分からないわけですけども。しかし、他府県から来られて、他町から来られてそういう質問をされるということも、ある意味恥ずかしい話でもありますし、できる方向をですね、検討していきたいなというふうに考えております。御理解賜りたいと思います。以上でございます。

2番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 私も行政やってまして、よくわかるんですけども。検討ということは、ほとんどできないというような形。正直言うて実施しますとかいうような形でお答え願いたかったんですけども。検討していただいてですね、できるだけ、や

はり一遍やってみて、過去にそら確かに工事中のときはそういうことがあったけれども、一遍やってみて、なおかつこうであれば、何かの対策を練りながらね、その期間だけでも開けたってほしいと。夜間は、「5時になったら閉めてしまいますよ。」ということで、僕は結構ですけども。一遍検討していただいて、できるだけ住民の方にも利用してもらえるように。これは公衆という建前だと思いますので。どうもありがとうございます。

続きまして…。

(島田町長 挙手)

議長 (吉田宏至) ちょっと待ってください。

島田町長。

町長 (島田悠紀夫) 回答しておきます。

在来、開けたことあるわけなんです。開けておりましたが、そのとき、扉を割られる。それから、水は出しっぱなし、トイレトペーパーに火を点けられると、そういう結果があったので、今のような状況にさせていただきました。だから、やっぱり使ってもらう方の事前の連絡があれば開けたいなどは思います。それと、常時開けるということについては、ちょっと疑問があるかと思いますが、これは先程教育長が申し上げましたとおり、今後十分検討していかなければいけないのではないかと思います。堤防の上にある…、御存知だと思うんですけども、あの椅子のひだまでめくられてバーベキューに使われたとか、いろんなことがありましたので閉めたということでございます。在来は、一時開けたことがあるんですけども、そういう結果がありましたので、現状のような格好にさせていただいたと。今後大いに検討していきたいと思います。以上です。

2番 (山岡 敏) はい、議長。

議長 (吉田宏至) 山岡議員。

2番 (山岡 敏) ありがとうございます。良い結果を、お答えを出していただけることを望んで、この件については終わらせていただきます。

続きまして、何回もお聞きして、議員さんたちも、また、行政側も、またかというようなことでございますけれども。我々、非常に、何べんも言うように、住民として困っていると。今回ですね、皆さんも御存知のとおり、新聞等で奈良県の悪臭、悪い川ですね。汚染川について、6箇所の中に岡崎川が入っておるわけなんです。そうすると、やはりこれだけがという結論には達しにくいです。

ども、他の企業とかもありますので、それらも含めて多少あるかと思います。私、何でこれをしつこく言いたいかということは、要は、「牛舎を移転せえ。」とか、「辞め。」とかそういうことを言うてるんじゃないですね。僕の言いたいのは、やはり日本は法治国でありますので、法律違反をしてると。環境整備、処理法の16条にうとてるようにね。「何人もみだりに放置してはならない。」というような項目がございます。ですから、はっきり分かってる証拠件については検挙されております。いくらでもね。今回にしても二十何年間続いている議事録を読ませてもらってですね、一向に進展はしていないというような形でしたけども、ここ最近、まあ、まあ、寺前課長以下、非常に熱心にやっていただきまして、良い方向に進んでいることをお聞きはしていますけども、私はそういうような施設はですね、有りながらその施設を使わないということは、これ当然企業家としては、営利を目的とすることは当然企業としてのノルマですわね。儲かれへんかったら、こら会社やっとならっても意味無いと。しかし、そのどういうんですか。仕事をしながら残る不要物件。これもやはり営利主義の中に入れての収益ですわね。それをタダでほってしまうとなったら、そんだけ逆に儲かるというようなことにもなりかねないわけですね。そういうようなことは企業としての、こういったことは、あんまり詳しくはないですけども。要は、不法投棄を止めてほしいと。ですから、先程とちょっと重複するところもありますけども、ハイキングに来られた方が、「おっちゃん、この川臭いな。」、「なんでやろうな。」、「どんな臭いやろな。」というようなことを僕は、もろに横で聞きました。確かに、その時ジッと見てたんですけども、牛糞流されております。ですから当然臭いがします。僕は、しょっちゅう見に行ってるわけですね。家におったらすぐ分かるわけなんです。窓開けてたら、もう変な臭いしてきます。ですから。それと、二、三日前にも寺前課長にもお願いして、ゲートボール場に来てもらいましたけれども。ゲートボールしている人らでも、「これ、何の臭い。」、その人らは、そこで初めて経験しているわけなんですね。「何とも言えんくさい臭いやな。」というようなね。それで急ぎょ電話して来てもらいましたけども、やはり現実を見ておいてほしいと。僕は言いたいのは、これ担当されてる吉岡課長ですね。この前の3月議会のときに質問させてもらいましたけども、ちょっと僕は納得いかない答弁であり、回答ですね。であったんで、もう一度お伺いしますけど、その不法投棄について行政がどのような形で対応していくのか、その対応策をちょっとお願いしたいと思います。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） まず先生も元公務員であった以上、法律国家と言われているんで、法律を紐解いてお知らせさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございますが、このここに定義されております目的は、「この廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の正当な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆営繕の向上を図ることを目的とする。」と、第1条に明記されてます。内容につきましては、廃棄物の定義、ここには国民、事業者、国、地方公共団体の責務として、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理について定めてございます。先生も御存知かと思えます。廃棄物の定義の中に、「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体等その他の汚物又は不要であつて固形状又は液状のものをいう。」2条に明記してございます。今、言ったように内容の中で一般廃棄物の処理について、これ許認可ですね。これは市町村の責務でやっております。産業廃棄物にあつては都道府県知事の許可が必要で、産業廃棄物については知事が許可してやっておられます。その中で当然畜産業も当然あると思えます。それから廃棄物の種類でございますが、一般家庭から排出される一般ごみについては廃棄物。市町村が正にそれを処理責務があることに対して、産業廃棄物。排出事業者に責任処理があるということで、法的に取扱が明確にされているものでございます。まずその産業廃棄物の種類でございますが、特定…。

2番（山岡 敏） 異議あり。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 私は今、不法投棄についてどのような対策を練られているのか。そういうような法律のやつは、県へ行って調べてきてます。何も法律のことがちゃがちゃ言うてもらわなくて結構なんです。不法投棄について行政がどういう指導されるのか。法律は県にあるんだから、執行できないんじゃないでしょ。じゃあ、ほんだら行政側何にもせんでもいいんですか。行政側は教授できるでしょ。「こういうことしたらこういう法律ありますよ。」と。「こういうことしたらあきませんよ。」と。その教授をどこまでどういうふうにされているのか、それでおかつ相手側がしなかったら、こら「県からの執行がありますよ。」と。その対策をどうされているか聞いてるんですよ。法律の詳しいことをね、いちいち言わなくても、こんな僕もちゃんと勉強してきて罰則まで勉強してきてますから。その対策を言うてください。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 対策を言いますと、簡単に言います。町環境行政としましては、3月、6月の定例議会で述べたように、一般廃棄物、これ市町村の責任と。産業廃棄物、牛糞ですね、正に垂れ流し、これは不法投棄。正にそのとおりです。それにつきましては、県が行政代執行する、せんは、県の管轄でございます。ましてや町は、その所管外の話で、先程言われたとおり市町村も連携するということですねけど、私の方も放ってはおおりません。二十数年来、これ解決できなかった課題でございます。吉田忠世議員も、県の知事さんに直接言われて、問題解決を県がされなかったという経緯がございます。私もそういうことで憤りを感じて、県廃対課（注：廃棄物対策課）の今ね、環境美化局、衛生局ですわ。その局長さん、当町に来られた宮田理事さんが局長でおられる。部長です。その下に杉野原次長がおられます。その方にも直接会って、その下の課長にも直接会って、この課題について市町村は苦慮してますと、一般質問でもされていきますと、杉野原次長は8年来あこにおられますので、その経緯は県が今まであった事案でございますので、よく御存知で、その話については県は責任もって対応させていただくという答えをいただいております。だから、私どもは放ってはおおりません。環境対策課としてはできる限りのことはやっております。そして後は県の方に言ってください。それと、昨日の新聞、御存知ですか、奈良新聞、毎日新聞。見られたとおりに言いますよ。物事には5W1Hがあります。「どこで」というのは、15日の県議会の環境廃棄物特別委員会で。「いつ」、9月の定例議会です。「誰と誰が」、誰というのは、その廃棄物を処理していた大願興産、大阪の八尾市にある会社でございますが、それが破産されました。その横に中央環境というところがございまして、県から指定を受けて、後の処理をされてます。でも、うちと同様でございます。汚水が出て、その基準ですね、BOD、CODが基準値を超えて大気に出るということは、土地を汚染するということで、県が9月の補正予算で5,200万円の補正を組んで、これは国がやる地域グリーンニューディール補助事業でございますが。これは、県も腹痛みません。10分の10補助が国から出ますので。それで対応されると。宇陀市であっても、市町村ができないから県がしてるんですよ。県がこういうことちゃんとやられております。だから、山岡議員さんが言われるとおりに、そうであれば私の方ももっと県の方へ言いますが、先生も県の廃対課に去年あたしから再三行かれてるということ聞いております。そしてその時に、どう指導されたか。私反対に聞きたいです。以上です。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） あのね課長。あなたがね、そんだけ反発するならば。要は、我らが質問しているわけですよ。行政側が動いてもらわないと県庁が動かないということは、これは従前どおりなんですわ。だから、どこまでどういうふうにしてはるかということをお聞きしてるのにもかかわらずですよ。議会で喧嘩売ってくるなら買いますよ。そんなね、こんな叩いてまでね、そんな反発する必要がありますか。僕そこまで言うてますか。要は、行政側としてどないして動いてるかということ言うてるわけなんですわ。こんなもん、陳述書持ってですよ、マスコミにバーンと言え一発ですよ。僕はそんなんはしたくはないんですよ。要は、不法投棄を根気よくね、「ほるなよと。ここまできてるんやぞ。」ということ言うて欲しい。ね。だから県が動いてするということは、最後の最後ですわ。何も動いてくれとは言うて無いわけなんですわ。だから、県に言ってるのは、そこへ行ってですよ、こういうようにしてくれ言うのは、僕は言いたくないから。要は、行政としてできるだけ進んで行ってくださいと。根気よく行ってくださいということをお願いしてるわけです。それをそういうような形でお答えされるならば、ね。もちろんうちの吉田忠世議員も以前からこういうことについてやられているのは、僕もよう知ってます。だから、陳情書なり、いろんなこと言っても仕方が無い、というようなこともありますけども、時代が時代ですよ。今、そんな不法投棄してね、そのままでいいんだというふうな時代じゃないんだから、行政側としての指導をどんどんやってくれと、これを希望して言うてるだけであって、絶対止めるような対策を考えてくれというようなこと言うてないわけなんですわ。そこらちょっと、課長、考えてください。僕もそんなに…。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 私、先程言うたこと聴いておられるんですか。私は県の局長、次長、課長にまで言ってるんですよ。行政としてはできる所はしてます。でも、所管外のことであれば行政は立ち入れませんわ。連絡調整は取ってますやんか。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 今、おっしゃってることは、ちゃんと耳に聴いてます。そこまでや

ってもうてる。ただ、僕の言いたいのは、県庁へ行ってどうのせや言うのじゃないんですよ。業者に対してもっとね、強い指導、教授をしてくれと。「こういう法律があるから、もうええ加減にしておけよ。」と。それを僕、尋ねただけであって、県庁へ行かれてね、僕も県庁何回も行って聞いてますよ。いろんなこと。だから、やっておられることも分かってます。せやけど、やったからってほな答え出てないですやん。だから、向こうに頼るよりも、まず町が動いて、どんどん、どんどん、もうほったらあかんど。もう住民困ってるでと。まして、また、こういうような 19、20 日に行われるときにですよ。たぶんその間は止められると思いますけども。こういうようなことをやるときにですね、やっぱり一般住民若しくは、よそから来られた住民が、あないして、目の前でね、「この川臭いな」と言われたら、われ等もやっぱり立場もあります。一般住民としてね。「おっちゃんら、こんなん何も言わんと黙ってるの。」、「何か、原因あるんちゃうの。」と言われたときに、知らん人やから「いやあ、何や知らんけど臭いねん。」、そんで終わってますけどもね。だから、今後、そういう行政側として、やはり、行政が動いてくれんと町が動いてくれない。法律上の問題は県にあるのは分かっていますよ。そんなん言わなくても。それを僕は望んでるんじゃないんです。行政がどんどん、どんどん足運んでもろて、「最終的には県がこういうような措置を採るのはわからへんど、それでも、覚悟でほるねんやったら、ほったらいいがな。」と、いうぐらいが教授されても僕はいいんじゃないかと。いろいろと時間的なこともございますので…

産業課長（寺前） はい、議長。

議長（吉田宏至） 寺前課長。

産業課（寺前高見） 根本的な理由は、農業行政、畜産行政にあるものと思っております。牛糞問題につきましては、先程も述べられてますように、当町の長年の懸案事項でありまして、産業課当課といたしましても、関係各機関との連携をもって指導してまいりました。先生の方も、そのへんは良く理解していただきありがとうございます。また、いまだに改善されていないことにつきましても誠に遺憾に思っております。しかしながら、当該畜産業者は、数年前から牛糞問題についての認識が明らかに変わってきており、特に息子さんにつきましては、行政の指導を真摯に受け止め、牛舎の移転や、ふん尿の処理施設等の改善を前提に前向きに考えております。また、関係機関の指導と協力を得て、現在の改善計画のなどを進めております。で、誠に申し訳ないです。明確な結果は、まだ出ておりませんが、改善に向けて努力はさせていただいてるので、その辺の御理解、また、町行政といたしましても、公害、不法投棄につきましても、農業行政とタイアッ

プしましてこれからまた、業者にもきつく、また指導をしていきたいと思っておりますので、その辺またよろしく願いいたします。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） ありがとうございます。非常に今のお答えについてですね、一生懸命やってもらってるということに対して感謝申し上げたいと思います。

非常に今まで長年掛かったことですが、やはりこれは時代の流れですので、やはり公害、公害で追い出されている事業所がようけあります。したがって、そういうことにもならないようにも、やはり、要は、放らなかつたらこういう問題起きないわけですから。だからそれは処置できないものであれば、これは仕方がないと僕は思うんですけども、処置できるやつを補助金までもらって、その施設があるんですからね。そういう点で根気良く御指導を願いたい。これは僕の切なる希望なんです。その点でよろしく願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（吉田宏至） この件につきましては、二十年以上の経過をしております。大変この問題は難しいものです。今なお行政に努力していただいておりますが、これからも努力をしていただき、一つでも良い成果が出ますよう私も望みます。よろしく願い致します。

議長（吉田宏至） これで、2番、山岡 敏 議員の一般質問を終わります。

(休憩と呼ぶ者あり)

議長（吉田宏至） それでは、ここで一旦休憩いたします。

只今 11 時 5 分です。11 時 20 分から再開しますので、よろしく願いいたします。

休 憩

午前11時05分

午前11時21分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続きまして再会いたします。

議長（吉田宏至） 続いて9番、田中幹男 議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） 9番、田中です。

今回は、今流行っております新型インフルエンザの問題とヒブワクチンの公的接種にということで質問をさせていただきます。

今、新型インフルエンザは、6月議会するときにも流行りだした頃だったと思いますが、今爆発的な勢いで広がっております。一応、ちょっと前の資料なんですけど、9月11日現在で全国の推定患者数は約15万人と言われております。死亡は、11日現在で13人。昨日、一昨日ですね、新たに24歳の女性が亡くなりまして、14人になっております。これが現状であります。

そこで、流行入りの目安であります医療機関当たり1を超えますと流行ということになるんですが、全国に5千箇所の定点医療機関が指定されておまして、今、全国順位では沖縄が圧倒的多数で患者数最大になっておまして、その後、大阪、宮城、東京、福岡、北海道、京都、千葉と続いております。流行入りの目安、奈良県も当然越えているわけですけども、一時は沖縄に続いて全国で2位ということにもなりましたけども。現状ではちょっと奈良県では止まっている状態になっております。

奈良県で一応言っておきますと、8月31日現在で1.67ですから、今、多少増えていると思います。厚生省がこの間、厚労省のシナリオということでね、発表しているわけですけども、それによりますと、国民全体の20パーセント、約2,500万人が発症するという推計を出しております。ピーク時には一日当たり約6万人が発症し、4万6,400人が入院すると推計をしております。ピーク時でありますけど、今月の下旬から10月上旬が第一のピークになると言われております。また、軽症やほとんど症状が出ない感染者を含めると、国民の半数が感染する可能性も指摘をされております。

そこでお聞きしたいんですが、今、ワクチンの接種対象者がやはり厚労省から発表されておまして、1は、医療従事者が100万人、2番目として、持病や妊

婦の人で1,100万人、乳幼児が600万人ということで、それから生後6箇月未満の乳児の両親が100万人ということで、これだけで1,900万人が数に上ってるんです。ところがですね、日本国内のワクチンの製造能力が年内で1,700万しかありません。後は輸入に頼らざるを得ないというのは日本のワクチンの現状であります。ですから、これが今、出荷の段階が10月下旬といわれているんですね。すると第一次のピークに間に合わない可能性が多分にあるんです。そこでお聞きします。今の対象者以外でも、この間の患者数を見ても、二十歳までの人が85パーセントかかっているんです。で、この対象から当然中学生なんか外れてくるんです。安堵町の現状考えたらやっぱり小学校、中学校というのは極めて大事になってくると思うわけですが、まず一つは、今の現状ですね。奈良県並びに安堵町の現状と、また、それについての対策を是非お聞きしたいと思います。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 只今の新型インフルエンザの現状と対策についての御質問にお答えいたします。本町では、新型インフルエンザの対策に当たりましては、全所属長からなり、また、町長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置するなどして新型インフルエンザの現況の把握や相談、また、医療提供体制や感染予防方法の周知徹底、また、職場の安全衛生管理等の対策などについて協議してきて、対策を講じてまいった次第でございます。また、感染予防用品のマスクや手指消毒液についても相当量備蓄しているところでございます。患者の発生数につきましては、先程おっしゃっておられましたような状況でございます。ただ、7月の下旬から国の方針で奈良県でも全数把握は中止されておりますので、町として何人といったような把握はしておりません。できないというのが実情でございます。

現在は集団感染の早期発見に重点をおいて取り組んでおりますが、現在のところ町内の保育園、小中学校などで集団感染の事例は今のところ報告を受けておりません。それ以前は、この8月24日ですねけれども、県の体制が大きく変わっております。それまでの相談部門ではインフルエンザ用疾患の患者を発熱外来に紹介していた発熱相談センターは廃止されておまして、新しく新型インフルエンザ相談センターが新設されております。相談時間が今まで24時間でしたが、当面の間、平日の8時半から、17時30分までということに変わっております。電話番号等は以前の番号と同じでございます。また、外来部門でございますが、発熱外来は一旦廃止されまして、原則全ての医療機関で外来診療が実施されております。ただし、あらかじめその医療機関に電話して、その医療機関の指示に従って受診していただくといったような方法体制に変わっております。

町といたしましては、感染予防方法やその他の情報の町民への周知徹底を中心に、県や保健所と連携して対処していきたいと考えておりました。それから先程のワクチンに関する御質問ですね。これは厚生労働省の方の優先順位等、接種者、非接種者の優先順位と、今、いろいろ議論されているところでございます。その方針に従う形でと、そう思っております。

いろいろ、供給面、また、安全面等もありますので、なおさら厚生労働省の指示に従うというふうに考えております。以上でございます。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） この比較的感染力が強いですね。程度はそう重くないというようなことが一般的に言われているが、決してそうじゃないんですよね。この新型のインフルエンザというのは。

今ですね、インフルエンザかかった場合にね、タミフルとかね、リレンザという薬があるわけですけども、この 14 人を調べてみますとね、8 人がこの治療をやって亡くなってるんです。だから万能じゃないんです。丸っきり。はっきり言いますと。こういう薬です。で、一番問題なのはやっぱり予防ですよ。その面でワクチンが足んないというね、決定的に遅れてるんですね日本で国は。ワクチンのあれでは、世界でもかなり遅れた国であります日本。それが実態なんですね。だから何かやっぱり対策が遅いと言いますかね。10 月上旬にピークの頭が来るのに、10 月下旬になんか出せないという状態ね。どういうことになるのかと、私はすごい心配しております。

なかなかね、一つの行政単位で対応すると考えても難しい面はあろうかと思えますけども、是非ですね、特に学校ですね、小学校、中学校で全国的には学級閉鎖やね、そういうことも起きてるわけですから、是非万全な体制で臨んでいただきたいというふうに思います。

まずそれが第 1 点であります。

具体的に、これも厚労省の手引きからネットで調べていただければ出てるわけですけども。いざ、かかった場合にどうするのかというようなこともね、なった場合というのは、広報なんかでも是非お知らせしていただきたいと。もう一つは、症状が重い場合ね。こういう場合の対応も違うんです、それぞれね。時には自宅で療養するということもあるわけですから。それぞれ皆対応がありましてね、そういうあれもね、もっと詳しく知らせる必要があるだろうと思います。実際に、インフルエンザにかかりましたという場合、どうすべきかということ。その手引きでは、掛かり付け医があれば、必ず事前に電話を入れて受診をなささいという

ふうになっております。ここがすごい大事なことなんですよ。いきなり病院の方に行かれて、病院も大変迷惑をすることがありますので、この辺の徹底も是非していただきたいというふうに思います。当然、掛かり付け医がない場合は、今、言われましたね、新型インフル相談センターですか、そこに電話することになるかと思いますが。で、重症の場合ってというのはね、これほんとに。特に、基礎疾患をもってる人というのは、ほんとに危ないんです、はっきり言って。私もその一人です。これは、本当にどこでもいってわけじゃなくてね、当然入院施設のある病院にかからなきゃいけないわけです。こういう点も詳しく、やっぱり知らせないと、意外と普通の人は分からないんですこれね。そういうことも必要ではなかろうかと思います。

次、同じワクチンの問題ですけど、2番の問題に移っていきたいと思います。

このヒブワクチンについてということでもありますけども。皆さんの中には御存知無い方もあろうかと思いますが。実は、このワクチンは、今年の12月、日本では認可されたものであります。世界的に見ますと、15年前から認可がされているワクチンであります。じゃあ、このワクチンは何に効くのかと言いますと、子供が熱の場合、多くはウイルスによる感染症なんです。ところが細菌による感染症がありまして、赤ちゃんから3歳くらいまでの子供たちにとって、最も怖い病気が細菌性髄膜炎さいきんせいずいまくえんという病気です。これは、鼻や喉の奥に持っている菌ですね。これがヒブと呼ばれているものなんです。それが知らない間に血液の中に侵入し、脳を包んでいる髄膜で増え、炎症を起こす病気です。これは、死亡率は5パーセント近くで、完治例は8割未満だと言われております。このヒブワクチンは、この細菌性髄膜炎だけでなく喉頭蓋炎こうとうがいえんという病気もあるんですけども、これにとっても画期的なワクチンとなっております。これ、1998年に世界保健機関WHOという世界の組織があるわけですけども、そこで勧告が出されてるんです。定期接種をなささいという勧告であります。ところが日本はやっと今年の暮れに認可されたというのが実態なんです。世界で見ますと、国連加盟国193箇国の中の一番遅れて60箇国の一つが日本なんです。こういう非常に遅れたワクチン行政と言いますかね、こういう実態があります。実際には、この間、このワクチンが無いがために300人の日本人の子供の命が奪われたという推計もあります。これは、今、三種混合というのがやられていると思いますけども、これと同時に4回接種するものであります。5歳までにやらなきゃいけないということでございます。ところが今、国では、これは任意の接種でありまして、100%自費で行われているんですが、金額が非常に高いんです。1回7千円から8千円と。4回やらなきゃいけませんから、大体3万円掛かるということで、今年の2月を例えますと、ワクチンは8万本輸入をしたわけだけど、実際の要望が14万ありまして、ワクチン不足に陥っているというのが今の実態であります。是非、その辺について、どう安堵町として考え、また、どう対応されて行こうと考えておられるのか

お聞きしたいと思います。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 只今の「ヒブワクチンを公的接種に」の御質問にお答えする前に、先程のインフルエンザの広報方法がどうなってるかという御質問もございましたけども。感染予防方法等につきましては、この10月号の広報に掲載の予定でございます。それで、いろいろ受診方法等、受診の仕方ですね、が、なかなか一定しませんで、ころころと変わっていると言うと変な言い方になりますけども、いろんな状況で、なかなか広報に載せる機会がなかったということでございまして。ただ、インターネットに相当その辺のことについては、詳しく広報しておりますので、インターネットの町のホームページの方に掲載しております。そのことをまず初めに御報告させていただきます。

それからヒブワクチンに関する御質問ですねけども。ヒブによる細菌性の髄膜炎は、日本では年間600人程度の患者が発生していると言われておりまして、田中議員が先程おっしゃいましたように5パーセントの死亡率でございます。その他の後遺症と含めまして約30パーセントが予後不良と推定されているところでございます。ということで、ヒブワクチンを用いてこれを予防していくことは大変有用なことであるという認識しております。しかしながらですね、このワクチンの国内での販売は、先程もおっしゃいましたように、去年の12月19日に開始されたばかりでございまして、安定供給面で先程もおっしゃったような状況でございまして、課題が非常に多く、定期予防接種化については、今後、国の方で副作用や、また、安全性、有効性などについて検討が加えられると思います。しかる後に判断されると思いますので、その国の動向を注意していきたいと考えております。また、町独自の公費負担についても同様の趣旨で慎重に諸動向、ワクチンの安定供給面、また、安全性、有効性、それから他市町村の取り組みの状況等々でございまして、これらに注意を払いながら適切に対処していきたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中幹男議員。

9番（田中幹男） このWHOでね、定期的にしようっていうね、勧告が出されたというのは、子供の死因の中で2番目に高いんですこれ。ヒブ。1番がはしかなんで

すよ。日本でも去年あたりね、大きくなって、はしかなんて問題が出てきたわけですから。はしかに次いで死亡率第2位です。2000年の資料だと46万人が世界で亡くなっています。はしか78万人に対して46万人がこれで亡くなってるんです。こういう背景がある中で、こういうものが出されてきてるわけですね。それが一つと、もちろん国でも検討をされていくと思いますけども、各自治体の中でも、国に先駆けてね、そういう助成をやっているところがあるんです。例えば奈良県で言いますと生駒市であります。ほら、生駒市は6月議会でね、全会一致で可決がされておりまして、1回につき、上限3千円ということで、始まっております。8月1日から。こういう自治体もあるんでね、何でもかんでも国から示されたらっていうだけじゃなくって、やっぱり一つの自治体として考えていく必要があるかというふうに私は思いますので、是非前向きにお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長（吉田宏至） これで、田中幹男 議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） 日程第5：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（吉田宏至） 日程第7：「諸般の報告」を行います。
議会からは特にありません。
行政から報告何かございますでしょうか。

（「特にございません。」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） これで諸般の報告を終わります。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成21年第3回安堵町議会定例会を閉会します。
9日間御苦労さまでございました。
ありがとうございました。

閉 会

午前11時44分
